
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

令和4年3月22日 (火曜日)

議事日程 (第4号)

令和4年3月22日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(総務経済常任委員会審査報告)
- 日程第 2 陳情第 3号 米価下落に伴う農家支援についての陳情書
(総務経済常任委員会審査報告)
- 日程第 3 議案第 2号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第10回)について
- 日程第 8 議案第 7号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 9 議案第 8号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 10 議案第 9号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 11 議案第 10号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 11号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 13 議案第 12 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 13 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 14 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 15 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 16 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 19 発議第 1 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発議第 2 号 日吉津村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 21 発議第 3 号 令和 4 年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出について
- 日程第 22 発議第 4 号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について
- 日程第 23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(総務経済常任委員会審査報告)
- 日程第 2 陳情第 3 号 米価下落に伴う農家支援についての陳情書
(総務経済常任委員会審査報告)
- 日程第 3 議案第 2 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条

例について

- 日程第 5 議案第 4 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 10 回）について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 13 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 14 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 15 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 16 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 19 発議第 1 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発議第 2 号 日吉津村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 21 発議第 3 号 令和 4 年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出について
- 日程第 22 発議第 4 号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について

日程第 23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久	建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生	

午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。それでは早速、本日の会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 陳情第2号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。本陳情は、本議会において総務経済常任委員会に審査の付託をしていますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。ただ今、議長の方から説明賜りました陳情第2号について、審査の結果と経過をご説明させていただきます。本定例会におきまして3月1日初日ではありますが、陳情第2号が総務経済常任会に付託を受けております。陳情第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書ということでございます。

本陳情につきましては、去る2022年2月10日付で鳥取県労働組合総連合議長田中暁氏、鳥取市末広温泉町211真ビル3階より提案提出を受けたものでございます。

本件の審査内容についてご説明をさせていただきます。まず、総務経済常任委員、敬称略させていただきます。三島、井藤、長谷川、山路、そしてわたし橋井の5名が、総務委員会でございます。本陳情につきましては、最低賃金の改善を求めるということが趣旨とされておるところでございます。そこで現在、鳥取県の最低賃金が821円であります。そして東京都は、時給1,041円、鳥取県821円に対しまして、最低の全国の県では821円というところもあるということでございます。

その中で、最低賃金を1,500円として結果が出ておるといふことの趣旨でございます。総論といたしまして1,500円ということで、月給に直しますと24万円となってまいります。そこで、委員からの意見といたしまして、県内での大卒初任給が概ね20万円前後であるという観点からして、24万円という金額がそこに妥当性がこの地方で成り立っていくのか、そしてさらに、中小企業支援の拡充ということを謳っておられるわけではありますが、特に、この本件にありましては、中小零細企業がメインでございまして、その中で企業の支援ということではありますが、地元以外でやれない、なかなか地場オンリーでしか生計ができて行かないという企業について、これらについての適正な判断がなかなか難しいということのご指摘もございました。

そして、賃金が高くなれば、企業が来るのかという課題もあり、しかしながら、委員からの意

見では、やはり、その1,500円を目指すということの趣旨を、汲み取るべきであるということでご意見を賜ったところでございます

最終的には、これらのさまざまな各委員からの意見を聴取した中で、最終的に判断をしたところでございます。本委員会といたしましては、採決の結果、本件について否とする者3、良しとする者1ということで、3対1と割れまして結果的には多数決のとおり、本件につきましては、不採択ということでご報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすることであります。

したがって、原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決いたしました。

日程第2 陳情第3号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第3号米価下落に伴う農家支援についての陳情書についてを議題とします。本陳情は、本会議において総務経済常任委員長に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほどの陳情第2号に続き、本件は陳情第3号の審査についてご報告をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、日程につきましては3月の4日金曜日の9時から、役場委員会室で行なっております。委員につきましては先ほど申し上げましたとおり、三島、井藤、長谷川、山路、橋井の5

名でございます。

本件につきましては、陳情者、日吉津村地域資源保全会会長上場重俊氏、そして農事組合法人ひえづ立脇賢二氏、そして、株式会社徳原ファーム代表取締役徳原隆博氏のご3名の連署にて提出されたものでございます。

本件は、米価下落に伴う農家支援についての陳情書でございます。本件の趣旨とされることにつきましては、令和3年産の米価下落について、コロナ蔓延に伴い大幅に下落したところでございます。この件につきましては、各委員、ご承知のとおりであると思っております。

そして本件については、これらに対する、これら農家の各位からの切実なる訴えと取れる陳情でございます。このことから、各農家に対するご理解と、日吉津村からの水田農家を代表しての、お願いをされたものでございます。本件につきましては、陳情ではありますが、これについては、本当、請願という扱いのものであるのではないかなというふうに考えるところでもございます。これらについてもやはり、本村独自の農業に携わっていく一人といたしまして、わたしたち切実に、真摯に受け止めるべきである。そして、農家に対する支援を、村としてもやっていただきたいということで、本件につきましては、各委員、全会一致で採択すべきということでございました。

以上、本陳情第3号についてのご報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告は終わりましたので、陳情第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方は、起立を願います。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第2号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第2号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第3号日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第3号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第4号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第4号を採決します。原案について、賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第5号日吉津村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第5号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第6号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論ありませんか。

橋井議員。その場でお願いします。

○議員（3番 橋井 満義君） 本件につきましては、議会開会前に、議長あてに修正の動議を提出させていただいておりますので、この件について動議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） そうしますと、10分間、2時から再開ということで10分間で議会運営委員会を開催したいと思いますので、議運の委員の皆さんは、委員会室の方にお問い合わせをお願いします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（山路 有君） そういたしますと再開いたします。ただいま修正動議が出ましたので、その内容について、橋井議員の方から内容の説明を自席でお願い致します。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 議長のお許しをいただきましたので、本件につきましては、ただいま議案第6号が上程をされるところでございます。本議案第6号につきましては、令和3年度

鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）であります。

わたしとしましては、本件に対する修正の動議を行うものでございます。これらの動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、修正案を添えて提出をさせていただいたところでございます。

まず、これらの提案の理由につきましてご説明させていただきます。議案第6号令和3年度日吉津村一般会計補正予算（第10回）これの債務負担行為の限度額を319万円に改めるものであります。

令和4年度一般会計予算において、2款総務費1項総務管理費18節負担金補助金及び交付金において同額が計上されております。この同額は、うなばら福祉事業団の清算事務費補助金として計上されております。これらは明らかに債務額を充当するものでございます。限度額は明らかにし、明示すべきものであると考えるところであります。

そしてこの修正をするべきものとして、第3表が添付されております。第3表債務負担行為の補正、1.追加事項、一般財団法人うなばら福祉事業団に対する損失補填、期間令和4年度至る令和4年度、令和4年度中でございます。ここまでは同じであります。限度額、本表に提案の記載されておるのは、うなばら荘運営カッコ清算のために、一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額、ここの限度額の文言を319万円に改めるものでございます。以上が本修正をするために起こしました動議の内容でございます。

以上、各位の皆様よろしく慎重審議お願いをいたします。

○議長（山路 有君） はい、ただいま修正動議の内容について橋井議員の方から説明していただきました。これから質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 形式的なことなんですけども、1点確認させていただきます。修正動議は賛成者が他に1名という必要はなかったのでしょうか、どうでしょうか。ちょっと、ここに手元がないもんですからちょっと確認で。

○議長（山路 有君） はい、それでは提案者から。

○議員（3番 橋井 満義君） 以前は8分の1で2名以上必要でありましたが、12分の1に改正されておりますので、提出者は1名で足りるというふうに判断をしております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 端数があつて、人にはなりません。ええっと、何分のなんぼと

言われました。12分の10ですか、じゃあ0.なんぼなんぼという形になります。1はないわけですか、という解釈ですね。今まで行っとったのは違っとったちゅうことになりますか。

○議長（山路 有君） はい、橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 8分の1から12分の1に変わったわけでありますので、定数がわたしの議員の定数は10名でありますから、8分の1の時には2名以上必要でありましたので、12分の1になりますと1名あれば事足りるという判断しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わたくしもちょっとあやふやなんですけれども、3年度の補正で出された、債務負担行為については、4年度中に、決定する額をほんとはきちっと載せていくんですけども、今現在わからないってことですよね。一応319万ってことが上がってますけれども、あのそれが清算法人で清算をされた場合に、どういう金額になる、これを超えるってことがもしかしたらあるかも知れないってこと、そういうことを踏まえて、これまでと同じように限度額の額が定められてないってことかなというふうに受け取ったんですけども、そういうことではないでしょうか。

○議長（山路 有君） はい、橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 先ほどの三島議員のご質問であります、本件につきましては、わたくしが319万円ということ定義付けいたしましたのは、令和4年度の一般会計が出ております。これに基づきますと、事業団の清算事務費用の補助金ということで、319万円がここでもうすでに経費計上を算出され、計上されておるものであります。

債務負担行為につきましては、前年の4年の会計が始まるまでに、予想できる債務をここで計上をしておかないと、4年度の債務負担行為ができないということで、これの提案を、この第6号でされてるものと解釈しております。それで319万円以上になった場合どうするかということについては、執行部の方の考えで、わたしは分かりません。

しかしながら、金額計上に基づいて執行していくのが行政であります。それで足りなかった時には、まだ行政は、補正なり云々という対処方法がそこにあるわけですから、それをされるかどうかは、わたしは分かりません。

しかしながら、債務負担行為がのべつまくなしにということであるのであれば、それは、以前からこの問題は、ずっとわたし述べて参ったところでありまして、やはり基本的には、限度額は319万で足らなければ、仮に500万円でもここに計上されて、責任をやはりそこできちっと自分

たちの行政に対するお金の使い方というものは、やはり責任をもって出していくべきじゃないかなという考えで、わたしはおるものでありますから、やはり執行部が自信を持って319万円を令和4年度の予算で計上されたのであれば、これも適正なものであろうという判断で、わたくしはおるものでありますので、その点をご理解を賜りたいと思います。

○議長（山路 有君） ちょっと待って下さい。先ほど、あの、橋井議員の今質疑に対する答弁されたんですけども、債務負担行為で319万が数字が入れられてしまうと、もう負担行為、もう三島議員もお分かりのように、それ以上出せんようになりますので、その辺りも理解していただきたいというふうに思います。

はい三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 橋井議員の、おっしゃいますことも理解は致します。ですけども、これはこれ以内で、債務負担行為の範囲内でできればそれが一番いいですけども、仮にですね、清算をした場合に、これ以上になった時、これがもうできないんじゃないかっていうふうに理解してます。

これまでも、あの、ここには負担行為の額を入れてくるべきだってことを、質問ではこれまでもしてきましたけれども、うなばら荘にかかっては、ここがわからないので、こういうふうにさせてもらってる。あの、一応法でもそういうふうになってますっていう答弁をもらってました。ですので、あの、ここ319っていうことを確実に、執行部の方でこれでよろしいということになれば、それはそれで、わたしはいいと思いますけども、こここのところがちょっと、わからないですね。どうしたらいいかっていうのが、実態です。

○議長（山路 有君） あの、よろしくないから、文言で、地方自治法で数字を入れられない場合は、文言でもいいということが自治法に謳っておりますので、そのとおりで文言で入っているということでもあります。そうしますと、答弁はよろしいですか。

他に、はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 3回目だと思います。ちょっと確認なんですけど、同じ内容です。地方自治法の第115条の3の内容と、日吉津村の議会の会議規則17条の第2項というのの表現、わたしもちょっとうろ覚えなもんでして、地方自治法が12分の1、会議規則は他に賛成者が1名というふうになっとなったんじゃないかと思うんですけども、その辺りは確認されてますでしょうか。

要は、地方自治法の表現と議会会議規則の表現が違うってたんじゃなかったかなと、ちょっと

ここにはないものですから、質問です。

○議長（山路 有君） はい、橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 自治法では、この定義の115条の2、以前は2でありましたが、条ずれで今は115条の3に繰り下がっております。この規定で、過去には8分の1であったものが、12分の1ということで、訂正を改正になされました。そして、この会議規則第17条の2項と申し上げるのは、これは日吉津村議会の会議規則ではなくて、地方議会の標準会議規則で定義をされた項目でありますので、これはまったく影響ないというところであります。

日吉津村議会の会議規則ではございませんので、その点は、です。

○議長（山路 有君） まああの、もう3回目ですので、議長の方も調べて、修正動議なり、案は1人でもできると、以前はもう1人の賛同者が必要でしたけども、現状は1人でできるということですので、そのように、ただ今度は、日吉津村の会議規則の中では、事前に動議がある場合には、事前に議長の方まで提出してくださいということでは、謳っておりますので、その辺りもひとつ頭に入れていただいて、橋井議員の方としては、事前に修正案の動議を提出しますということで、わたしの方まで提出されておりますので、認めておりますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので質疑を終わります。これから同修正動議についての討論を行います。まず、修正動議について反対の方の討論を認めたいと思います。

はい、加藤議員。自席でお願いします。前がいいかな。

○議員（9番 加藤 修君） じゃあ前、動議に対し、反対の立場で討論を行います。債務負担行為に関する議論では、これまで、たびたび橋井議員なり、同僚議員から金額の入っていない債務負担行為というのはよろしくないという、問題提起をされております。これは、金額は確定しているもの、要するに、事業は2年越し3年越しの場合とか、リース5年リースとか、金額が明らかにわかっているものについては、次年度もわかりますし、再来年度もわかるものについては、金額を入れなさいという法になつとります。しかし、このうなばら荘の債務負担行為については、開けてみなければわからないという、ちょっとね、不確定なところがあり、金額が入れられないものであります。

これについて、地方自治法上金額がわからない場合は、文言のみで良いというふうに認められて

おりますので、これまでずっとされてきました。今回が最後の年でございます。残念ながら清算という形になりますが、この319万の金額というものについては、もうすでに使い道が決まっております。この319万という文言を上限にすればですね、これ以上は出せないということで、これ以上は出せない。

ただ、今清算に入ります。退職金の問題があったり、雇用の問題があったり、まだまだ不確定なものがたくさんございます。これから負担しなければいけないものが出てくると思います。これが全くできなくなります。金額を入れてしまえば、それは、あくまでもできないことでもあります。最後の最後まで、きちんと面倒を見るというのが我々日吉津村、受けた日吉津村の責務であります。あくまでも、最後の清算のための債務負担行為であり、修正する必要はないと思いますので、ご賛同の程よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、修正動議に賛成の立場の討論を認めます。はい、討論はありませんか。賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、討論を終わります。

そうしますと、ああ、反対ですか。そうしますと、もうひとかた反対の討論があるそうですので、井藤議員どうぞ。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。わたしは、修正動議反対の立場での討論とさせていただきますと思います。あの手元に法文がまったくありませんので、今の動議されて初めて聞いたことですので、先ほどから、質疑しましたように、不確かな部分が多分にあります。地方自治法、先ほどありましたように、次の2点で、一応反対させていただきますと思います。

地方自治法の115条の3、これは、議員数の12分の1以上ということになっただけじゃなかろうかと思います。それから日吉津村の会議規則は、他に賛成者が1名と、動議の場合は、ということであったじゃなかろうかと思います。あの、違ったら申し訳ないんですけども、それで、先ほど橋井議員の方から会議規則ということで、国といますか、出るとる会議規則はあくまでもわたしの理解では、標準規則じゃなかったかと思います。あれを元にして各地方自治体が議会の会議規則を作ったという経緯があったと思います。

そういうことで、ですから、あくまでもやはり、われわれが尊重し、適用するのは、定数改正の後の修正がなされてなかった、会議規則が、というのがその原因じゃなかろうかと思います。10名になる前であれば、多分1. なんぼだからということじゃないかと思います。これもあくま

でも推測で申し訳ございませんけれども、そういうことで1点がですね、やっぱり、あくまでも標準規則です。国の方から出されたのはですね、だから日吉津村議会の会議規則、これがやはり優先するんじゃないかろうかというふうに思います。

標準規則になっていない、道理になっていない内容は、けっこう他にもあるんじゃないかろうかという気が、日吉津村の議会会議規則じゃなくて、全国的に見たらあるんじゃないかろうかという気は現在では致しております。

それからもう一点は、わたしも随分何回もですね、これあの、債務負担行為つって、このいわゆる清算する段階の前に何回も言いました。これについては、やはり執行部の方の考え方も、今後修正していかな、いただけねばならないというふうに思うわけですけども、やはり、先ほど加藤議員からもありましたように、金入りになれば、もう何回も金入りが必要でないか、金入りが必要でないかということを書いてきたわけですけども、あの執行部の方でされませんでした。こういう例もあるんだという説明があって、どうかなというふうでおったんですけど、言われるように、もう最後です。変わりがあればあれです、これ継続して行くんだったらあれですけども、本当に綺麗な形でやはり収束した方がいいじゃないかと思います。

いうことで、以上2点で申し訳ございませんけれども、わたしの大先生の橋井議員でございますけれども、そういうことで反対をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） あの、壇上ではマスク取られても結構ですので、そのようにご理解いただきたいと思います。そうしますと他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） そうしますと、討論がないようですので、これから緊急修正動議についての採決を行います。修正動議に賛成の方の起立を求めます

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） はい、ありがとうございました。起立少数と認めます。したがって修正動議は、否決されました。

そういたしますと、修正動議は、これで終わりたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 議案第6号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。これから議案第6

号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 多数と認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第7号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第8号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論終わります。これから議案第8号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 から 日程第13 議案第12

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第10から日程第13まで予算審査特別委員会審査報

告ですから、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10、議案第 9 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 11、議案第 10 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 12、議案第 11 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 13、議案第 12 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について、以上、一括議題としたいと思います。本議案は、本会議において予算審査特別委員長に審査の付託をしておりますので、予算審査特別委員長から審査経過並びに結果の報告を求めます。

前田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（前田 昇君） 失礼いたします。議長の指示もいただきまして、議案第 9 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、議案第 10 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 11 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 12 号平成 4 年度日吉津村下水道事業会計予算ということでもあります。

書面に基づいて、概略の報告をさせていただきます。あらかじめご報告いたしますと、ご覧のように、ただいま読み上げました 4 議案につきましては、いずれも全会一致で原案可決という結論になっております。その議論の経過を報告させていただきます。

審査日時は 3 月 9 日、10 日、15 日という 3 日間において、ここ議場において、全員で構成します委員会で協議をしております。説明のために各課課長と新年度の事業概要の説明を受けております。

具体的な内容について触れさせていただきます。まず、令和 4 年度の一般会計予算歳入歳出総額は、それぞれ 34 億 1,406 万 5,000 円を計上ということで、対前年度比 10 パーセントの減で、3 億 8,680 万 9,000 円の減額予算となっております。歳入の主なものでは、村税が対前年度比 1,606 万 9,000 円の増となっております。その要因としては、個人法人に伴う村民税が 1,365 万 7,000 円の増であります。固定資産税につきましては、償却資産のものが減少しておりますが、一方で、家屋の新增築分がありまして、その増加のために、ほぼ前年並みとなっております。地方交付税は、5 億 9,094 万 4,000 円ということで、対前年度比で約 1 億円の 20.3 パーセントが増となっております。交付税に対する依存度は高くなっております。国庫支出金 2 億 6,157 万 6,000 円は、

対前年度 1,605 万 5,000 円の減となっております。道路橋梁修繕、村道交差点改良事業補助金 770 万も、事業の進捗によりまして 2,090 万円が減額した結果であります。基金繰入金は、2 億 1,572 万 3,000 円でありまして、対前年度比 1,000 万円の減、前年は、夢はぐくむ村づくり基金から 1 億 4,000 万円を崩しておりましたが、新年度は、8,946 万 6,000 円ということであります。ふるさと納税の減少が著しく、積立金は減少をしております。その他主なものは、財政調整基金で 6,433 万 3,000 円、公共施設等整備基金 6,000 万円を取り崩して財源に充当しております。

歳出については、主なもので申し上げますと、総務費の住民基本台帳費の電算委託料 2,043 万 2,000 円が計上されており、住基カードの推進を図るためのものであります。財源は、国と村が同割合で予算化をされております。民生費 16 億 8,290 万 5,000 円は、対年度比 20.9 パーセントの減で、複合型子育て拠点施設工事 7 億 6,916 万 6,000 円を計上し、その原資として、地方債で 4 億 8,440 万円を充当しております。農林水産業費は、1 億 1,416 万 1,000 円で、対前年度比 23.3 パーセント増、新規に農業振興費のがんばる地域農家プラン関連で 2,564 万円、商工振興費のコロナ経済対策商品券 1,755 万円で、地方創生交付金を充当しております。公共下水道費では、4,550 万円を下水道事業会計に繰り出してございまして、今後は、下水道料金の減免期間の延長等が課題となろうかというふうに思います。教育費は、2 億 6,129 万 7,000 円で、対前年度費 4.1 パーセント増、学校管理費のエレベーターの改修工事費 2,860 万円。35 人及び少人数学級の加配負担金 1,200 万円などが主なものであります。

以上の結果、一般会計につきまして、審査の結果、全員一致で可決すべきというような結論に達しました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計についてご報告させていただきます。歳入歳出総額は、それぞれ 3 億 7,209 万 4,000 円であり、対前年度比 0.3 パーセントの増で、117 万 1,000 円の増額予算であります。歳入の主なものは、保険税で 7,380 万 4,000 円、県の支出金が 2 億 7,690 万 5,000 円及び一般会計繰入金 2,135 万 1,000 円で構成されております。

歳出の主なものは、保険給付費が 2 億 6,503 万 6,000 円、保険事業費 1,010 万 8,000 円及び保険納付金 9,164 万円であります。歳入歳出とともに前年度予算と構成金額ともほぼ同じであります。ただし、傾向としまして、被保険者数が減少しつつあり、今年度は 682 人が対象者であります。また、一人当たりの医療費は微増してございまして、高額医療費は年度により変動がありますので、適宜対応が必要だと思われまます。保険税の賦課方式については、改定の有無についてが、今後の課題になろうかというふうに考えております。

以上のような議論を経て、この国民健康保険事業特別会計につきましても全会一致で可決すべきというふうな結論になりました。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご報告申し上げます。歳入歳出総額は、それぞれ 5,242 万 6,000 円を計上されておりまして、対前年度比 19.3 パーセント増であります。歳入の主なものは、保険料が 4,401 万 5,000 円で、18.7 パーセント前年に対する増、一般会計繰入金 が 837 万 4,000 円で、22.4 パーセントの増の予算であります。

歳出では、広域連合に対します納付金が 5,115 万 5,000 円で 19.2 パーセント増となっております。本会計は、本村が保険料を徴収を行い、県下全自治体で構成します広域連合に納付しております。各市町村の徴収にあたって、滞納がなきよう留意されたいというふうに考えております。

以上の結果、本会計につきましても、全会一致で可決すべきという結論になりました。

さらに、下水道事業会計について報告させていただきます。公営企業会計となりまして、現在、収益的収支、資本的収支に分類されて処理がされております。収益的収入 1 億 5,235 万 1,000 円で、主なものは下水道使用料 6,710 万円、他会計負担金これは村からの繰入金であります、4,512 万 8,000 円になっております。

収益的支出につきましては、1 億 3,628 万 1,000 円、下水処理場費 3,207 万 5,000 円、減価償却費 7,138 万 5,000 円などが主なものであります。

次に資本的収入の 397 万 2,000 円ではありますが、その主なものは、受益者負担金 30 万円の 12 件分 360 万円を計上をしているものであります。資本的支出につきましては、5,294 万 7,000 円で、これまでの債務であります企業債償還金を 4,414 万 7,000 円が主なものであります。

村からの繰入金の依存もあります。また、あの施設のメンテナンスにつきましては、今後も年次計画で取り組むべきというふうに考えております。以上の点を踏まえ、下水道事業会計につきましても、全員一致で可決すべきというふうな結論になりました。

なお、審査の過程で、令和 4 年度の予算執行に向けて多数の意見がありましたが、その主な点を付帯意見として添付いたします。村執行部においては、それぞれを検討の上、事業の執行に努めていただきたいということでもあります。

最後のページに、その付帯意見を列記しております。主な担当課をあげておりまして、全 17 項目ということでもあります。総務課につきましては 3 点、村の全体の防災訓練の実施について、あるいは夢はぐくむ村づくり基金の用途につきましても、村民意見の反映は、チェックの場を設けられたい。それから庁舎内の各層の空調が、均等にきくように改善されたい。以上の 3 点が総務

課であります。

総合政策課につきましては2点、コミュニティ助成の事業の内容が、村民や各団体にわかりやすく伝わるよう、積極的な情報提供に努められたい。もう一点は、広報広聴の充実のために SNS の活用を図られたいということであります。

次に、住民課に対しましては、男女共同参画の事業実施について、課題の整理も非常に不十分であり、取り組む姿勢が問われる内容となっております。アンケート調査や、遅れております計画の見直しなど、早急に取り組まれたいという項目が上がっております。

次に、福祉保健課、保育所につきましては3点、従来から申し上げておりますが、児童館の職員のうち1名は、正規職員を配置されるべきだという意見があります。2点目は、保育所が来年春には認定こども園に移行するということでありまして、これについては、職員の配置を考える。あるいは保護者に対する十分な説明をするなど、適切な対応を図られたいということであります。3点目は、従来から行われてますブックスタート事業について、ボランティアが現在参画がないということで、ボランティアの養成とか参画に参加に配慮しつつ、その事業効果を高められたいというふうな意見を出しております。

建設産業課につきましては2点、従来からであります。小規模農家支援事業につきましては、依然として利用者が少ない。事業の効果を高めるよう周知の徹底と、早めの取り組みに努められたい。がんばる地域プラン、これから5年間実施されるこのプランの実施計画を早急に示されたいというふうな意見あります。

教育委員会に対して3点です。村民が時において、要望のある図書館での自習利用について施行をされたいということが1点、それから子育て拠点施設の交流スペースには、資料館の展示が行われることになっておりますが、今なお具体的にはなっておらず、専門性が求められているものであり、教育委員会に大きくリードを努められたいというふうな意見を出しております。小学校校庭の芝刈り時間については、従来から芝生化推進隊が取り組んでいただいておりますが、教育委員会とその推進隊とのパートナーシップ協定、仮称ではありますが、そういったものを締結をして、今後も共同で取り組める、そういうモデルに指定されたいというふうな意見を出しております。

その他に3点、職員の時間外勤務手当にばらつきなり、まあ、多く出ておりますので、その手当での縮減とか、あるいは適正な執行に努められたいということあります。コミュニティスクールの運営協議会は、コロナ禍にあっても年6回開催され、熟議に努められております。他の課の

審議会等においても、開催方法を工夫しつつ、コミュニティスクールをお手本に、村民参画の場を確保されたいというふうな意見であります。予算の編成にあたりまして、参考とします各課から出ます事業概要書であります。この点についても、昨年も指摘しておりますが、特に、いわゆる新年度の事業の内容について、その実施内容とか、あるいは対象者、対象者数、あるいは予算に対する積算など、具体的な記述が十分でない点が多々見受けられますので、そういった点を今後は改め、努めていただきたいということでもあります。

以上、17項目の付帯意見をつけて、この4会計につきましては原案可決ということで、委員会は結論を見ておりますので、充分ご配慮を賜りますようお願いをしまして、わたしからの報告に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 改めて予算審査ご苦労様でした。報告が終わりました。本4議案は、議員全員で構成します予算審査特別委員会に、審査を付託していますので、この際、質疑はないものとし討論を行います。討論は各議案ごとに行います。まず最初に、議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですのでこれで討論を終わります。これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する院長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり、賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号

○議長（山路 有君） 次から追加議案となりますけども、日程第 14、議案第 13 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 13 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。令和 3 年の人事院勧告に基づき、国の特別職及び国家公務員は、期末手当の支給月額を年間 3.35 月から、3.25 月 0.1 月分の引き下げを実施することから、本村も、日吉津村長の期末手当を引き下げ、6 月支給及び 12 月支給のそれぞれの支給月数を 1.625 月とするものでございます。なお令和 3 年 12 月の期末手当引き下げ相当額につきましては、本年 6 月の期末手当で調整を実施するものでございます。

以上、議案第 13 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 附則ですけれども、あの附則で、委任をっていうことがあります。規則へ委任をすることってというのが今回ありますでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。この度の、この内容につきましては、特に規則への委任という中身は、ないというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 14 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 議案第 14 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年の人事院勧告に基づき、国の特別職及び国家公務員は、期末手当の支給月数を年間 3.35 月から 3.25 月に引き下げを実施することから、本村も、日吉津村長と同様に、日吉津村教育委員会教育長の期末手当を引き下げ、6 月支給及び 12 月支給のそれぞれの支給月数を 1.625 月とするものでございます。なお、令和 3 年 12 月の期末手当引き下げ相当額につきましては、本年 6 月の

期末手当で調整を実施するものでございます。

以上、議案第 14 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上、提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 15 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 15 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年の人事院勧告に基づき、国の特別職及び国家公務員は、期末手当の支給月数の引き下げを実施することから、一般職員の期末手当を年間 2.55 月から 2.40 月、0.15 月分の引き下げ、6 月支給及び 12 月支給のそれぞれの支給月数を 1.2 月とし、また、再任用職員の期末手当を年間 1.45 月から 1.35 月に引き下げ、6 月支給及び 12 月支給のそれぞれの支給月数を 0.675 月とするものでございます。なお、令和 3 年 12 月の期末手当引き下げ相当額につきましては、本年 6 月の期末手当で調整を実施するものでございます。

以上、議案第 15 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 仮にですけれども、3月職員が退職した場合ですね、その時の12月に支給された期末手当ってというのは、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問ですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、お時間をいただけますか。

○議長（山路 有君） そしたら暫時休憩ということで、わかり次第に再開したいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。そうしますと、三島議員の質疑に対する小原総務課長の方から答弁お願いいたします。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。3月で退職された方ということでした、お時間をいただいてちょっと調べましたけれども、ちょっと明快な答えが正直見つかって今いない状態です。

あの大事なことですので、いい加減なことを申し上げてもいけませんので、再度ちょっと調べさせていただいて、なんだかの形で皆さんにお返しさせていただければと思います。申し訳ありません。

○議長（山路 有君） ということで後日、調べて出すということでお願いしたいと思います。そうしますと、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） はい、質疑はないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 16 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 16 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 16 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。公共下水道使用料の減免措置につきましては、平成 30 年度以降、段階的に廃止することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済状況が悪化する中、一般家庭等の負担軽減を図るため、令和 2 年度から 2 パーセントへの減免率引き下げを 2 年間延期し、6 パーセントに据え置く措置を行っているところでございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響の収束が見通せない状況の中、現状を踏まえ、令和 4 年度においても、引き続き 2 パーセントへの減免率引き下げを 1 年間再延期し、6 パーセントに据え置くための改正を行うものでございます。

以上、議案第 16 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 予算の時に聞けばよかったかもわかりませんが、予算の時に 4 年度も減額ですかって言ったら、そうですとは言われたんですけども、その時に聞きませんでした。今回補正が出ましたので、改めて、使用料ですけども、これ 6 パーセント 4 年度もするわけですけども、6 パーセントをしていって、減額って、あの 22 万が当初予算なっているんですけども、増えてくる部分もあると思いますので、[「三島議員、マイクが入りません。も

つとです。入りません。]」あの減額がね、どれぐらいを計算しておられるかなってということが聞きたいです。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えします。6 パーセントの減額と、ええと、2 パーセントの減額の差額ということでよろしかったですかね、はい。

まずは、6 パーセントを減額した際の試算ですけれども、あの減額措置がなかった場合に比べまして 390 万円少なくなるということですし、あと、2 パーセントの減額の場合ですと、減額措置がない場合に比べまして 130 万少なくなるということでございます。この相差を見ますと、260 万が 2 パーセントと 6 パーセントの措置をとった時の差額ということになるかと思えます。

以上、です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は、起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、議案第 17 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 17 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ 850 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 34 億

2,257万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に67万円、第9款教育費、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費に783万9,000円の増額を計上しております。これは、複合型子育て拠点施設のオープンに向けて、準備室を立ち上げるように予定しておりますが、体制整備を検討する中で、県の教育委員会に職員の割愛を打診していましたが、3月に入り県教委から異動内示を受けましたので、4月1日からの立ち上げに向けて人件費を追加で計上させていただくものでございます。

以上、議案第17号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） はい、教育についてのことなんで、教育長さんか教育課長の方がいいかと思います。といいますのが、今般まああの、令和4年度の当初予算の推移を見ていきますと、教育費は、前年対比で4パーセントほど上昇しております。それで、今回の850万ほどを合わせて行きますと、総額で約2億7,000万ということで、概ね5パーセント強ぐらいなるんですかね、ちょっと電卓か何かで、それで、今後もこういった推移を、予算計上の中では2億7,000万ですか、この程度、やはり必要になってくるということを見込んで、次年度もですね、その次もですね、そういった推移をずっとやって行かなくちゃいけないのかなあというふうに思っています。それをまず、基本的な考え方なんで、今回補正が出てるんですけども、といいますのがね、この間あの横田課長の方から懇切丁寧にご説明を受けたので、わたしありがたかったなと思ったのは、やはり、今うちは30人から35人独自のパターンでやってると、県に先駆けてやってるということで、確かにうちの教育的ポジションの取り組みいうのをわたしは素晴らしいと思っております。

それにやはり、ずっと県やら国が後追いで、今そこを追随をして行ってるというのが現状だということでお聞きいたしまして、まああとは、トータル的にうちの方が、どれだけお金の勘定をしてこれからね、未来ある子ども達を育てていかななくちゃいけないのかなということ、未然にちょっと頭ん中に叩き込んでわたしもおきたいなということで、今の質問させていただきます。その点についていかがでしょうか。細かいディティールのお金のことの云々よりも、全体的なそ

の部分ですけれども。

○議長（山路 有君） 教育長

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。今のご指摘いただきました、少人数学級 30 学級に関しましては、今後の推移は、国が 5 年間で 35 人学級にしようって、県の方は、同じく 30 人学級にしようということになってきますので、これも申し上げましたが、年々これにかかる日吉津村の経費は、少なくなっていくということで、その分は教育費全体の中でも 200 万、300 万、200 万から 400 万ずつ減っていくという格好になろうかと思えます。

日吉津村が独自に、教育の政策として行っております授業づくりの研究事業、それから各少人数学級に伴うではありませんけれども、さらにきめ細かな支援ができるような学習支援員の配置、これらのことは、ほぼ、人に関することや事業に関することは、大体整ってきたかなというふうに思っております、今後さらなる、学力に関しましては、学力が定着が続きますように、必要な授業を新たには考えていきますけれども、今今、年々増加する教育費が増加していくという見通しを持っている段階ではありません。およそできてきたかなというふうに思っているところですが、何分にも、国や県の方針によっては、それに合わせて村の教育費を措置していく必要も出てくる可能性はありますので、そこんところを見ていかなければならないかなというふうに考えてるのが一つでございます。

さらには、議会でもご指摘いただいておりますが、社会教育のあり方、対応については、さらに事業化なり、今までの事業を再構築するなりとかいうようなことについて、考えていかなければならないなというふうに、これ全体的なことではございますが、そういう考え方を、日頃、最近はしているところでございます。

以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問です。補足をさせていただきます。今回、教育費に組みさせていただいておりますのは、県の教育委員会から割愛をいただけるということで、暫定的に教育費の方に組みさせていただいております。これが、あのまあ、人事異動が確定しましたら、また実態に合わせて補正等で修正をさせていただく予定にしておりますので、この額が恒常的に上乗せになるというものではないというふうには考えております。

以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） といいますのが、この教育費の予算構成の基本的な考え方といま
すかね、あの、要するにトータルの教育費の中で、今まで小学校費が占めている割合のポリュー
ムというのは、約40パーセント、今回は、約それが50パーセント上昇しました。それで、社会教
育費の部分は、これは、今回約1,000万減額で、そこの分が1,000万分減ってますから、その分
を充当してもトータルの前年対比予算としては、ほぼ平準化した社会教育費構成にされたのかな
あとと思って、わたしは財政構造の取り方としては見ました。

基本的に、これ決算でやってみれば、社会教育費は、対前年度とのほぼ比較、平準化した予算
支出の割合、その代わり小学校費の部分のウエートが高い。高くなったということは、何だかの
原因があったんだと思いますけども、まあ、基本的に、予算構成の歳出予算の部分で見れば、約
1,000万ここから上がったということになっていきますから、小学校の部分ですね。ごめんなさい。
教育費の全体がですね。それで、小学校費は2,400万円アップしたということで、そこはやはり、
教員の人件費ウエートが大きな割合をこの中で占めてたということになりますね。

それで、今後は、先ほど申し上げられた、やはり、30人35人の部分の影響のところはあると
思いますが、その部分は、徐々に低減率がずっとそこは下がっていくという可能性を認識しと
いて、それで、今総務課長が申し上げられた、今回は社会教育費で組んでるんだけど、ある場
面においては、やはり、これはこの社会教育費ではなく、他の費目での計上に補正なり云々で
する可能性もあるということの認識でよろしいのでしょうか。それを確認して終わりたいです。

以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 予算の組み方につきましては、そういった認識でやっていきたいと
いうふうに考えております。

以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。[「よろしいです」と呼ぶ者あり] ほかにございませ
んか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。すいません、ありがとうございます。大きな声
します。あの、わたしはこれを、最初に見た時に、社会教育費っていうので、今後、社会教育に
こういろいろとね、あの、取り組んでいただけるのかなっていうふうに解釈をしました。ですが、
全員協議会の時に質問をしたら、これは、拠点施設に対する、その施設を一応、担ってもら

うっていか、事務やいろいろなことをしてもらふ職員ということがあったと思いますね、説明が、そうすると、ちょっと社会教育と違うんじゃないかってこと思ったんですけども、ヴィレステひえづを見たときにも、総務課が管理しておって、なかなか不便なところがあるなあとわたしは思っています。

で、そういう面から考えると、わたしは、あの、今回のこの計上の仕方も、今後、異動していきまてってことはあるかも知れませんが、もう少し検討した予算の組み方をされたがよかったっていうふうに思っています。

で、これあの、あと、あの、1点ですが、県の方からの派遣が決まりましたってことだったんですが、その方、これは、あの、負担金ではないので、村の職員になるってことですよ。そういうことかなと思って解釈しましたが、これは、村の職員の定数条例の定数の中に入ってくる職員さんってことなんですか。その点はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。検討の余地はあったと思いますけれども、あくまで、暫定的な予算ということで組ませていただきましたので、そこは、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、村の職員になるかということです。それにつきましては、一応退職されて来られますので、職員の定数の中に入ります。

以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 発議第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、発議第 1 号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 発議第 1 号、日吉津村議会議長山路有様、提出者議会運営委員長加藤修。日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出の理由、令和 3 年 8 月 10 日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い、令和 4 年度から議会議員に関わる期末手当の支給率を 0.1 月引き下げるものであります。

○議長（山路 有君） この際、質疑討論ないものとし、採決を行います。これから発議第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 発議第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、発議第 2 号日吉津村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 発議第 2 号、日吉津村議会議長山路有様、提出者日吉津議会運営委員長加藤修。日吉津村議会会議規則の一部を改正する規則について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出の理由、全国町村議長会が示す標準会議規則に従い、議員が会議に欠席する場合の理由をより明確にし、合わせて、出席のために出席できない場合の期間を具体的に示すものであります。

また、請願書の記載事項中、請願者の記載方法や押印について改正するものであります。

○議長（山路 有君） この際、質疑、討論ないものとし採決を行います。これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第3号

○議長（山路 有君） 日程第21、発議第3号令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 発議第3号、日吉津村議会議長山路有様、提出者日吉津村議会運営委員長加藤修。令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則14条第2項の規定により提出します。

提出の理由、主食用米からの転作を促すため農家に支払ってきた直接支払交付金の条件が、厳格化される見込みであります。令和8年度までの5年間で、稲作のために水張を行わない農地は、対象から除外されるなど、この交付金を活用してきた農家は少なからずあります。その見直しは、農家の意欲をそぎ、離農を助長するものと推測されることから、水張をしなくとも対象とし、制度の厳格化により除かれた農地については、新たに財政的支援制度を創設することを求めるものであります。

令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書案。令和4年度農林水産省予算に関わる米政策においては、主食用米の受給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことは予測されている。しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しや、厳格化などにより、主食用米の受給のみならず、飼料用米や大豆、麦などといった転作物の受給にも影響し、営農計画や地域の農業振興、再生計画の変更は迫られ、農業所得の減少等も懸念される。このことは結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも影響を及ぼし、耕作放棄地の増大につながり、食料供給の安定供給そのものをも脅かしかねない。また、基盤産業である農業の衰退は、地域のそのものの崩壊につながるものと、大きな危機感を抱くものである。

については、水田活用の直接支払交付金交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考

慮し、生産現場の意見も踏まえた上で、主食用米の受給安定をはかり、多面的機能を有する農地を守るための、制度運用と財政的支援を強く要望するものであります。1.冠水設備（畦畔）を有し、用水供給設備を有している農地に関しては、令和8年度までに水張りが行われなくても、交付対象水田とすること。2.戦略作目等の本格化に向け、取り組んだために交付対象水田とならなかった農地及び、水田活用の直接支払交付金の適用ルール厳格化により除外された農地に関しては、別途、財政的支援を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月22日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣様宛でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） この際、質疑討論ないものとし、採決を行います。これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第3号は意見書を提出することに決定いたしました。

日程第22 発議第4号

○議長（山路 有君） 日程第22、発議第4号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 発議第4号、日吉津村議会議長山路有様、提出者日吉津村議会運営委員長加藤修。ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由、本議会冒頭により議長の発言のとおりでございます。ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案。ウクライナ国内においては、子どもを含めた多くの人命が奪われており、このような侵略行為は、断じて認められず、強く非難するものであります。

よって、日吉津村議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の平和を訴えつつ、一刻も早くウクライナに安全、安心が戻ることを願うところであります。

日本政府においては、現地、在留邦人等の安全確保に全力を傾注し、国際社会と緊密な連携を図

りながら、ロシアに対し経済制裁をはじめとするありとあらゆる外交努力により、攻撃の即時停止と部隊の撤収を要求する断固たる姿勢を堅持するよう強く強く求めるものであります。

以上、決議する。令和4年3月22日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、ご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） この際、質疑討論ないものとし、採決を行います。これから発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第23、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第24 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第24、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 25 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 25、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。広報広聴常任委員長から、所管事務うち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案は、すべて終了いたしました。

これをもって、会議を閉じ、令和 4 年第 1 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 00 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員